

1. 政府は何をするのか

(1) 政府活動を民間活動との関連でみると

①民間活動を規制する活動	過剰規制→「規制緩和」の問題
②民間活動を助成する活動	過保護の問題：農業、中小企業
③民間の不足を補完する活動	郵便局の簡易保険、保健医療。民業圧迫という批判。
④民間活動ができない活動	公共財（国防、警察、消防、治水治水、環境保全）。

(2) 「行政の責任領域」「行政の守備範囲」「行政の責任領域」の議論、「Public Sector」と「Private Sector」の役割分担

- ※「行政の関与のあり方に関する基準」（1996年12月、行政改革委員会→閣議決定）、
- ①公共財的性格を持つ材・サービスを提供する場合、
  - ②外部性が存在する場合（市場取引が存在せず価格付け不能）、
  - ③市場の不完全性（情報の偏在による市場の失敗）、
  - ④市場参加者が大きな独占力を持つ場合、
  - ⑤自然(地域)独占が見られる場合、
  - ⑥公平の確保が求められる場合。

2. 行政の責任領域が拡大した歴史 自由放任→市場の失敗→政府介入→政府の失敗→民間活力・市場・競争

- ①自由放任思想（レッセ・フェール）の問題：環境汚染、労働問題、農業問題、貧富の格差
- ②現実の資本主義経済は自由主義者の予測どおりには働かない → 「市場の失敗」
- ③しかし、政府介入で行政は必要以上に膨張、自由経済を圧迫、適切を欠く無駄な政策 → 「政府の失敗」  
→そこで「規制緩和」、「民営化」 民営化と規制緩和はグローバルな流れ

3. 民営化(privatization)

(1) 民営化＝「自由化(liberalization)」＋「脱国有化」「非国有化」で4つの意味。

- ①公的財政負担の民営化・受益者負担、
- ②民間委託・アウトソーシング、
- ③公企業の民間への売却、国の行政活動の民間部門への移転（日本の「民営化」に近い意味：「国鉄→JR」「電電公社→NTT」「第三セクター」「独立行政法人」「特殊法人」の民営化、公益法人。→脱国有化(de-nationalization)。
- ④経済活動の「自由化」：公共部門が独占、民間参入を妨げてきた官製「市場」の見直し。「営業許可」「免許制度」「法的独占」の緩和、見直し。例1：食糧管理法（コメ市場を国家が独占支配）の廃止、1995年食糧法。減反は一種の免許制度で減反に従えば米づくり認める、1971年～。2007年から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することを目指す。例2：信書送達事業を郵政省が独占。 →規制緩和と同じ。

(2) 民営化の目的 a. 政府のコントロールの排除、b. 採算性、生産性、能率性、企業性の付与、c. 競争の導入促進。

4. 規制緩和(de-regulation)

規制とは、民間活動に対する政府の介入。第二次臨時行政調査会は、その改革のひとつの課題として許認可等の整理合理化を掲げた。いわゆる「規制緩和」であり、「大規模小売店舗法」は日米構造協議でも問題、その結果、大規模小売店舗立地法(2000年6月1日)、「中心市街地活性化法」「改正都市計画法」、この三つを「まちづくり三法」。(関岡英之『拒否できない日本』文春新書、2004年。)

(1) 規制の種類 ①経済的規制 ②社会的規制

(2) 公的規制の問題点 参入規制のように特定企業を保護することによって、企業の生産性低下、社会への対応力の劣化を生じさせることが多い。規制する側も行政コストがかかりすぎる。規制官庁と規制される(＝保護される)側が癒着、族議員が介在、汚職。全国小売酒販政治連盟、98年酒販売原則自由→03年議員立法で新規参入制限緊急措置法。

(3) 規制の方法

- ①過去の事例 1) 参入規制、2) 数量規制：輸出割当・減反、3) 価格規制：料金・運賃、4) 事業内容に対する規制：銀行の利息・化粧品・本の再販制度）、
- ②規制の本質による分類

**経済的規制**：特定産業を対象にして資源配分効率や分配の公正を確保する観点から企業の参入・退出・価格・投資などを許認可によって直接規制。規模の経済性や範囲の経済性が強く作用する自然独占産業や、過度な競争が発生しやすい一部の競争産業を主な対象。公益事業（電気・ガスなど）、運輸、通信、金融（銀行・証券・保険）のほぼ全領域、農業、流通、建設、製造業の一部など。日本のGNPの三分の一に及ぶ。

**社会的規制**：国民の健康、安全の確保、環境の保全、災害の防止を目的として、商品やサービスの質、これらの提供を行なう活動に一定の基準を設定したり、制限を加えたりする規制であり、ほぼ全産業領域に及ぶ。

(4) 規制緩和の効果

①料金水準の低下。通信（電話が好例）、金融（利子）、運輸（小包み）。②サービスの多様化と利用者が選択しやすい料金体系への変化。③産業の合理化(とくに運輸、通信)。④企業の活性化。⑤行政コストの削減。⑥経済成長率の上昇。**マクロ経済的**にみて、料金が低下しサービスが多様化すれば需要は拡大→投資（自動車や生産設備、資財、従業員などの人的）も拡大。⑦開かれた業界、開かれた市場

(5)規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定、→「**規制改革推進のためのアクションプラン**」）。株式会社等による医療機関経営の解禁、「混合診療」の解禁（保険診療と保険外診療の併用）、労働者派遣業務の医療分野（医師・看護師等）への対象拡大、医薬品の一般小売店における販売、幼稚園・保育所の一元化、株式会社・NPO等による学校経営の解禁、大学・学部・学科の設置等の弾力化、株式会社等による農地取得の解禁、高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和、職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進、株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁、株式会社等による農業経営（農地のリース方式）の解禁、公共施設・サービス等の民間開放の促進、道路空間と建築物の立体的利用の推進、都市公園における公園施設の設置・管理の弾力化。規制インパクト分析、規制評価の導入。

## 5. 構造改革

(1)構想改革(structural reform)はもともと暴力革命方針をとらないマルクス主義者や社会主義者が主張。今の「構造改革」は政府開発援助（ODA）の世界で援助側機関(World Bank, IMF etc.)が言い出した「構造調整」(structural adjustment)に1つのルーツ。マクロ経済政策、金融政策・金融改革、国債管理、歳入・歳出のバランス、国営企業・公企業改革、所得再分配、人的資源開発、社会費用問題、農業改革、エネルギー政策など。小泉改革では経済財政諮問会議が主導して行う特殊法人改革、公務員制度改革、郵政改革、地方分権改革が相当する。

### (2)「構造改革特区」

①中国の経済特区が改革開放による経済発展の呼び水となったことにヒント、小泉内閣の規制緩和政策として採用。2002年9月に担当大臣を任命し、2003年4月1日に「構造改革特別区域法」施行。

②構造改革特別区域推進本部。

各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定し、教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的として、2002年12月18日、構造改革特別区域法に基づき設置された組織。認可第1号は群馬県太田市（清水聖義市長）の外国語教育特区。

③具体例：ご当地ナンバー：国交省に・山梨(6月8日12時1分)、特区認定のどぶろくお披露目・山陰中央新報(5月5日)、IT特区（高松、弘前4月19日）、弥栄どぶろく特区（山陰中央新報4月13日）、サイバー大校舎（特区153件を認定3月28日）、へき地への医師派遣を解禁・産休・育休の代替も可能(3月13日)、青森県東通村の「独自に講師」特区(11月23日)、企業の学校参入(沖縄タイムス 2003年10月26日)。

## 6. 独立行政法人 行政改革会議最終報告 1997年12月、特殊法人等整理合理化計画 2001年12月。

(1)もともとのアイデアはマーガレット・サッチャーの‘Next Step’改革(1988)で行われた‘agencification’。ジャマイカ、日本、オランダ、タンザニア、英国、スウェーデン、フィンランド。

(2)独立行政法人通則法（1999年）第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

(3)中期的な目標管理、第三者による事後評価、廃止・民営化を含めた業務や組織全般の定期的見直し、企業の経営手法（業績主義にもとづく人事管理・企業会計原則）、主務大臣の過剰な介入排除、民間人材活用を含む役員、ディスクロージャーの徹底。独立行政法人化の他に、市場化テスト、指定管理者制度の導入が続く。

(4)2001年第146回国会で設立が決まった59法人。研究開発、教育・指導・訓練、公共用物・施設管理運営、振興助成・融資。2006年4月104法人+2004年87国立大学法人。公務員型法人職員13604人→1653人に縮小。

(5)いつの間にか、特殊法人改革、公務員数の削減の手段に。緑資源機構のようなことも出てくるので、良い点もある。

## 7. 政策評価 行政改革会議最終報告 1997年12月。

(1)1996年頃三重県庁、通商産業省。

(2)「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(2001年)

参考文献：山谷清志『政策評価の理論とその展開—政府のアカウントビリティ』晃洋書房、1997年。

山谷清志『政策評価の実践とその課題—アカウントビリティのジレンマ』萌書房、2006年。